

[事案 28-343] 損害賠償請求

・平成 30 年 4 月 5 日 和解成立

<事案の概要>

代理店の担当者が提案したプランに誤りがあったこと、保険会社が保全手続について誤案内したことが原因で、節税効果を伴う減額手続等ができなかったことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 12 月に契約した逡増定期保険について、節税効果を伴う減額手続を代理店の担当者に要望したところ、代理店の担当者のプランに誤りがあったこと、保険会社が保全手続について誤案内したことが原因で、予定どおりに実行できなかったことから、損害賠償金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

実行できない保全手続について、実行できるとの誤案内をしたことは認めるが、その後申立人の要望に沿った特別対応をしていること、申立人が主張する損害額については合理的な根拠が認められないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、減額手続の状況等を把握するため、申立人および代理店の担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張する損害額を認めるだけの客観的・合理的な裏付けは認められないことから、損害賠償金の支払いは認められないが、諸事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。